

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">市町村における児童手当関係事務処理について</p> <p>(前文) (略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">児童手当市町村事務処理ガイドライン</p> <p>第1条～2条 (略)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いについては、<u>個人情報保護委員会</u>が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に従い、適正に行うものとする。</p> <p>第4条～34条 (略)</p> <p>様式第1号～14号 (略)</p>	<p style="text-align: center;">市町村における児童手当関係事務処理について</p> <p>(前文) (略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">児童手当市町村事務処理ガイドライン</p> <p>第1条～2条 (略)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いについては、<u>特定個人情報保護委員会</u>が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に従い、適正に行うものとする。</p> <p>第4条～34条 (略)</p> <p>様式第1号～14号 (略)</p>

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p>様式第 15 号の 1</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 特例給付</p> <p style="text-align: center;">支払通知書</p> <p>児童手当 特例給付</p> <p>の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとってください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 支払期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">平成 年 月分から 平成 年 月分まで</p> </div> <p>2. 支払金額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: 150px;"> <p style="text-align: right;">円</p> </div> <p>3. 支払日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">時から 時まで</p> <p>様式第 15 号の 2 （略）</p>	<p>様式第 15 号の 1</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 特例給付</p> <p style="text-align: center;">支払通知書</p> <p>児童手当 特例給付</p> <p>の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとってください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 支払期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">平成 年 月分から 平成 年 月分まで</p> </div> <p>2. 支払金額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: 150px;"> <p style="text-align: right;">円</p> </div> <p>3. 支払日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">時から 時まで</p> <p>様式第 15 号の 2 （略）</p>

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																												
<p>様式第 15 号の 3</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払通知書 特例給付</p> <p>児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込 特例給付 みましたので通知します。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用に ついて、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項 の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項(同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るもの に限る。)若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育 料又は児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例に より処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び 当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 の 内 容</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">支払期間</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">平成</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">支払金額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>様式第 15 号の 4 (略)</p>	支 払 の 内 容	支払期間	平成	年	月分から		平成	年	月分まで		支払金額	円			<p>様式第 15 号の 3</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払通知書 特例給付</p> <p>児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込 特例給付 みましたので通知します。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用に ついて、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項 の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条 第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項の規 定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別 徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手 当等の支払金額となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 の 内 容</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">支払期間</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">平成</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">支払金額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>様式第 15 号の 4 (略)</p>	支 払 の 内 容	支払期間	平成	年	月分から		平成	年	月分まで		支払金額	円		
支 払 の 内 容		支払期間	平成	年	月分から																								
		平成	年	月分まで																									
	支払金額	円																											
支 払 の 内 容	支払期間	平成	年	月分から																									
		平成	年	月分まで																									
	支払金額	円																											

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p>様式第 15 号の 5</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払通知書 特例給付</p> <p>児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り 特例給付 込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおり ですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の 費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び 第 22 条第 1 項の規定に基づき、<u>児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号 又は第 5 号に係るものに限る。）</u>若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は<u>児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項</u>の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童 手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の 額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。</p> <p>別紙（略） 様式第 15 号の 6 ～ 第 25 号（略）</p>	<p>様式第 15 号の 5</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払通知書 特例給付</p> <p>児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り 特例給付 込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおり ですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。</p> <p>なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の 費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び 第 22 条第 1 項の規定に基づき、<u>児童福祉法第 56 条第 3 項若しくは子ども・子 育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項</u>の規定により地方税の滞納処分の例により処分される 保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特 別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。</p> <p>別紙（略） 様式第 15 号の 6 ～ 第 25 号（略）</p>